

〈改善報告書検討結果（鶴見大学）〉

[1] 概評

2010（平成22）年度の本協会による大学評価に際し、問題点の指摘に関する助言として12点の改善報告を求めた。今回提出された改善報告書からは、これらの助言を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んでいることが確認できる。

ただし、次に述べる取り組みの成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる。

教育内容・方法の次の点について、改善が必要である。1点目は、文学研究科において、社会人受け入れに対応するための教育課程上の特別な配慮がされていなかった点に関し、長期履修制度の導入を検討しているが、現時点ではいまだ整備されていないので、引き続き改善に向けた努力が望まれる。2点目は、全学部において授業評価結果の公表とフィードバックがなされていなかった点に関し、授業評価結果を冊子やホームページで公表し、改善に努めているものの、文学部においては、授業評価の結果を組織的に検証し、活用する取り組みが行われていないので、改善が望まれる。3点目は、歯学部6年次の「総合歯科医学」および研究科のシラバスに不備があった点に関し、「総合歯科医学」のシラバスは作成されたものの、同シラバスや歯学研究科のシラバスに、授業計画や評価基準等の項目がいまだ明記されていないので、一層の改善が求められる。4点目は、全研究科において、学位論文審査基準や研究指導体制が学生に明示されていなかった点に関し、改善がみられるものの、文学研究科においては、依然として学位論文審査基準が学生に明示されていないので、検討されたい。5点目は、文学研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、3年以内に提出される論文を「課程博士」の申請論文として扱っていた点に関し、3年以上経過している者の博士号の学位を乙種として取り扱うこととしたが、3年以内の者の取り扱いについては、退学後、在籍関係がないまま、学位論文の審査を行っており、課程制大学院の趣旨に照らして、円滑な学位授与を行うことが望まれる。

教員組織については、全研究科において、大学院担当教員の選考に関する内規等が定められていなかった点に関し、選考規程を制定するなどの改善が認められる。しかし、文学研究科においては、教員の資格に関する要件などが定められていないので、引き続き改善が望まれる。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

以上